



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「ノダ」の認識モダリティ機能
Author(s)	中野, 友理
Citation	国語国文研究, 139, 69(12)-54(27)
Issue Date	2011-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93221
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_139-69-54.pdf



「ノダ」の認識モダリティ機能

中 野 友 理

1. はじめに

日本語の文末形式「ノダ」のモダリティとしての意味機能、文における機能的位置づけを明らかにするために、本稿ではその出発点として、「ノダ」の認識モダリティ機能について考察する。以下、第二節では考察の背景と問題点を述べ、第三節で認識モダリティとしての「ノダ」について分析を行う。考察方法としては、モダリティ形式の付与されていない叙述文と「ノダ」文を比較する。第四節で分析結果を考察し、第五節でまとめと今後の課題を述べる。

2. 背景と問題提起

2.1 日本語モダリティ論と「ノダ」

日本語研究において「モダリティ」は、文を構成する要素の一つと捉えられることが多い。この考え方では、文は命題とモダリティで構成され、命題の外側を包み込むようにモダリティが表れるという階層的構造を成す¹。

(1)



文の内部構造（日本語記述文法研究会編 2003：2）

仁田（1999）や益岡（2007）によると、モダリティはさらに、命題の表す事態に対して話者の判断を表すものと、発話（表現・伝達）に関わる話者の態度を表すものに大別され、前者を後者が包み込む形で文の階層を構成するとされる。(2)は仁田（1999）におけるモダリティの階層構造である。

(2) [[言表事態] 言表事態めあてのモダリティ] 発話・伝達のモダリティ]

¹ これに対して尾上（2001）は、山田（1936）の考えに従い、文で統覚作用を持つのは述語であると述べた上で、助動詞及び終助詞をひと括りとし、文末形式によって文全体をまとめて成立させるというモダリティ論に異議を唱えている。

なお本稿では、これらの先行研究を踏まえ、文の表す事態に対して話者の認識・判断を表すモダリティを「認識モダリティ」、発話・伝達における話者の態度を表すモダリティを「伝達モダリティ」と呼ぶ。

以上のようなモダリティ論において、「ノダ」は一般的に「説明のモダリティ」とされる。説明のモダリティとは、「文と先行文脈との関係づけを表すもの」（日本語記述文法研究会編 2003：189）といわれる。仁田では、説明のモダリティを、言表事態あてのモダリティの一つである、判定モダリティに属するものとするが、益岡では「特殊なモダリティ」として、先述したモダリティの二分類には含めない。

以上から、日本語モダリティ論における「ノダ」の捉え方として、以下のことが言える。まず、「ノダ」は先行文脈に関係づけて事情や帰結などを提示する「説明モダリティ」機能を持つ。そして、モダリティを認識モダリティと伝達モダリティの二つに分けるとすれば、その中での「ノダ」の位置づけは難しいということである。

2.2 「ノダ」のモダリティ機能

2.2.1 「ノダ」の認識モダリティ機能

2.1節で日本語におけるモダリティ観、及びモダリティにおける「ノダ」の位置づけを整理した。ここでは実際に「ノダ」の認識モダリティ機能と伝達モダリティ機能を確認する。まず、(3)の「ノダ」は、「ヨウダ」「ニチガイナイ」など認識モダリティとされる文末形式と同じような機能を果たす。

- (3) (カーテンを開けて、道路が濡れていることに気づく)
ゆうべ雨が降った {ようだ／にちがいない／のだ}。

(3)では、文の表す事態が実際には話者に確認されていないものの、この事態が成立するという話者の判断が示されている。「ノダ」が「ヨウダ」「ソウダ」「ラシイ」などと同様、話者の判断を表すという指摘は、佐治（1997）にも見られる。

また「ノダ」文は、話者が叙述内容を実際に確認した場合にも用いられる。

- (4) (窓の外を見て、雨が降っていることに気づく)
雨が降っているんだ。

(4)の場合、「ヨウダ」や「ニチガイナイ」は用いられにくい、「ノダ」の使用は可能である。仁田（2000）では、判定のモダリティが確言と概言に分けられ、さらに確言には確認と確信があると説明されている。これに従えば「ノダ」は、事態が話者に確認または確信された時に用いられる認識モダリティ形式といえる。

2.2.2 「ノダ」の伝達モダリティ機能

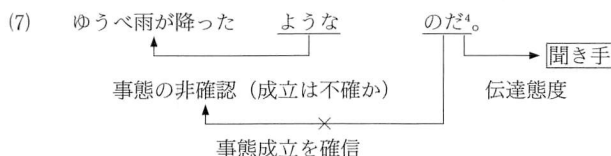
次に「ノダ」の伝達モダリティ機能を確認する。「ノダ」は「ヨウダ」や「ラシイ」に後続させることも可能であるが、その場合、話者が叙述内容を確信あるいは確認し

た際に用いるのは不自然である。しかし、(6)のように聞き手に対する発話としてであれば許容される。ここでは「ヨウダ」と「ノダ」の共起する例を挙げる。

- (5) (カーテンを開けて、道路が濡れていることに気づく)
#ゆうべ雨が降ったようなんだ。
- (6) (5)と同じ状況で、家族に対して)
ねえ、外を見てよ。ゆうべ雨が降ったようなんだ。

「ヨウダ」と「ノダ」の共起した文では、話者が常に聞き手への伝達を意識しており、独り言としては用いられにくいといえる。これについて、以下のような説明をすることができるだろう。

「ヨウダ」は、ある証拠に基づいた事態認識を示すモダリティ形式といわれ(日本語記述文法研究会編 2003)、事態が話者によって直接確認されていないことを示すため、その事態の成立は不確かであるという話者の判断を含意する。一方「ノダ」は、事態を話者が確認したかどうかに関わらず、その成立が確かであるという話者の判断を示す²。「ヨウダ」文への「ノダ」の付与は、話者の判断として矛盾が生じることから、認識モダリティとして二形式は共起できないといえる。しかし、「ノダ」が伝達モダリティと解釈されれば、「ヨウダ」との意味の矛盾が生じない³。



以上から、「ヨウダ」と「ノダ」の共起する文では「ノダ」が常に伝達モダリティと解釈され、聞き手に対する発話としてのみ成立する。また、このことは、「ノダ」に認識モダリティ機能だけでなく、伝達モダリティとしての機能があることを示唆する。

2.3 本稿での課題

2.2節では、「ノダ」が認識モダリティと伝達モダリティの両機能を持つことを確認したが、このような多機能性は、他の文末形式にも少なからず見られるものである。

² 「ノダ」と用いられた場合について述べており、疑問形などはここで論じていない。

³ 「ニチガイナイ」に「ノダ」の伴う発話では聞き手の存在を必要としないので、「ノダ」が認識モダリティとして機能できるといえる。これは、「ヨウダ」や「ラシイ」と、「ニチガイナイ」の意味機能的な違いによると思われるが、本稿では考察しない。

⁴ 「ヨウダ」の連体活用「ヨウナ」に「ノダ」が接続されたものと捉えて記述する。音声的分節に従えば「ヨウ」「ナノダ」と分けることも可能であるが、ここでは考慮しない。

つまり文の階層構造は、命題とモダリティの相対的な位置は示すものの、「ノダ」を含め、多機能性を持つ言語形式の、各文での機能を規定することはできない。

そこで本稿では、「ノダ」の二つの機能のうち、まず認識モダリティ機能について考察し、「ノダ」で示される話者の判断の内実を明らかにすることを課題とする。その上で、「ノダ」の伝達モダリティ機能や、両機能の出現条件についても考察し、「ノダ」の本質的機能を明らかにするつもりだが、これらについては機会を改めて論じる。

「ノダ」の認識モダリティ機能を明らかにするために、以下では、モダリティ形式を伴わず、命題だけで成立する叙述文と「ノダ」文との意味の違いを分析する。叙述文はモダリティ形式を伴わないが、話者が文の表す事態の成立を認めているということが通常表される。例えば(8)の叙述文は、叙述された事象が話者に確認されたことを示し得る。

(8) 雨が降っている。

(4)の「ノダ」文と(8)の叙述文が示す、話者の事態に対する認識はどのように違うか。「ノダ」は、話者のどのような判断を表すのかを明らかにすることが本稿の目的である。

3. 分析

本節では、文末にモダリティ形式を伴わない叙述文と「ノダ」文の、話者の事態に対する認識の違いを分析する。尚、分析に際して伝達モダリティとしての「ノダ」が表れることを防ぐため、以下で取り上げる発話では、特記しない限り聞き手を設定しない。

3.1 叙述文の種類

分析を行う前に、叙述文について述べる。本稿では、文末にモダリティ形式を伴わない平叙文を叙述文と呼び、基本的には益岡（1987）における定義に従う。叙述はその内容から「事象叙述」と「属性叙述」に分類できる。

事象叙述は、「現実世界の在る時空間に実現・存在する事象（出来事や静的事態）を叙述する」（益岡 1987：21）。述語で表される概念を中心とし、これを意味的に補う補足語とともに文が構成される。事象叙述文の代表的な形式は動詞述語であるが、形容詞や名詞が述語として用いられることもある。本稿では、動詞述語から成る事象叙述文を分析する。益岡の定義からわかるように、事象叙述文で表される事象は、常に成立する時空間を特定することができる。これに基づき、本稿の考察でも、事象叙述を現場描写文、過去の事象叙述文、未来の事象叙述文に分けて行う。

属性叙述文で表されるのは、ある事物の持つ「超時空間的な属性」（益岡 1987：32）である。その文構造は、典型的には「名詞句＋ハ」で示される主題と、その属性を表示する述部で構成される。名詞述語、あるいは形容詞述語が多いものの、動詞述語から成る属性叙述文もある。尚、本稿では名詞あるいは形容詞を述語とする属性叙述文

を扱う。次節では、現場描写文、過去の事象叙述文、未来の事象叙述文、属性叙述文の順に取り上げ、これらと「ノダ」文との、話者による事態認識の違いについて論じる。

3.2 分析

3.2.1 現場描写文

現場描写文は、発話現場において確認される事象の描写を文命題として提示したものであるが、描写された事象の成立を話者が認めていると通常は解釈される。

- (9) [(8)の再掲] (窓の外を見て、雨が降っていることに気付く)
雨が降っている。

話者の事態に対する認識は、具体的に(9)の文のどの要素で表されるか。叙述文の表す事態の中心概念は述語であるが、(9)で述語を構成する動詞「降る」だけを述べたのでは、現場で起こっている事象が正しく描写されず、この事象の成立が話者に確認されていると示すこともできない。動詞に「テイル」というアスペクト形式が付与されることで、述語部分は発話現場で進行している事象を描写したことになる。そしてこの文は、話者によって当該事象の成立が確認されたということを表しうる。

- (10) ((9)と同じ状況で)
a.* (雨が) 降る。
b. (雨が) 降っている。

(11)でも、動詞「割れる」に動作の完了を表す「タ」が伴わない場合は、現場を描写したことになる。「タ」の付与によって、発話現場の事象が正しく描写され、その成立が発話現場という特定の時空間上に認められる。事象の成立する時空間が特定できるということは、この事象の成立そのものが話者によって認められていることを解釈可能にする。尚、以上の文における補足語は、叙述内容を詳細にするものの、その成立自体を判断するものではない。

- (11) (テーブルからコップが落ちて割れたのを見て)
a.* あ、(コップが) 割れる。
b. あ、(コップが) 割れた。

以上から、現場描写文においては、「テイル」「タ」といったアスペクト形式の付与によって、発話現場という特定の時空間に文の表す事象が位置づけられ、その事象の成立そのものも話者によって認められていると通常は解釈される。これを(12)の図のように示す。□内は、発話時における話者の判断の対象となる範囲を表す。

(12) 現場描写文

(補足語) 動詞 ている／た

事象の成立時の特定 (= 発話現場)

(→ 事象が成立するという話者の判断を含意)

現場描写文の場合、アスペクト形式の付与が、文の表す事象の成立時を発話時現在に特定する。そして事象の成立時の特定が、その成立自体話者に認められていることを解釈可能にする。

現場描写文のアスペクト形式の代わりに「ノダ」を付与しても、文の表す事象の成立が話者によって認められていることを表せる。

- (13) a. ((9)と同じ場面)で雨が降るんだ。
b. ((11)と同じ場面)で割れるんだ。

(13)では事象の成立時が特定されていないため、超時に成立する事態として叙述内容が話者に認識されている。また、叙述によって同定される事物を「名詞句＋ハ」で表示することが可能になる。

- (14) a. (この場所は) 雨が降るんだ。
b. (このコップは) 割れるんだ。

では、アスペクト形式と「ノダ」が一つの文に共起した場合、どのような話者の認識を表すか。

- (15) a. [(4)の再掲] 雨が降っているんだ。
b. (コップが) 割れたんだ。

(15)では「テイル」や「タ」が事象の成立時を特定するが、「ノダ」の付与によってこの事象が、ある事物を同定するものとして超時に成立すると話者に認識されたことを示す。このような判断が可能な状況として、(16)のような文の主題を設定できる。

- (16) a. (外で何か音がするのは,) 雨が降っているんだ。
b. (さっきガチャンと音がしたのは,) コップが割れたんだ。

(16)で叙述された事象は、話者の保持していた疑問の答えとして、または話者が既に得ていた情報を同定するものとして話者に認識されているので、発話現場という特定の時空間における事象の成立を表したものではない。

以上から、現場描写文への「ノダ」付与によって表示される話者の判断とは、文の表す事象が特定の時空間にのみ成立するのではなく、ある事物を同定するものとして

(17) 「ノダ」文
(主題＝) 補足語 動詞＋ている／た のだ
成立時の特定 発話現場の事象を
(＝発話現場) 主題の属性として判断

3.2.2 過去の事象叙述文

(18) a. (昨日,) 私のコップが割れた。
b. 三年前に記録的な大雨が降った。

(18)の「タ」の代わりに「ノダ」を用いても、その文の表す事象の成立が話者によって認められていることが表される。しかし、この事象の成立時を特定する形式はないため、発話時以降のある時空間において、またはある条件下で超時的に成立する事象として話者に認識されていると解釈できる。

(19) a. { *昨日 / いつか / (彼が来ると) いつも } 私のコップが割れるのだ。

— 63 (18) —

b. (*三年前に／この先5年以内に／この地域はよく)記録的な大雨が降るのだ。

以上から、テンスの「タ」または「ノダ」の付与によって、文の表す事象が成立すると話者に判断されたことを示すことができる。ただし、テンスの「タ」は、あくまで事象の成立時を特定する形式であり、事象の成立に対する話者の判断は、解釈が可能というだけで言語的に明示されるわけではない。

「タ」によって事象の成立時が過去と特定されることで、その成立が話者に認められていることも解釈できるが、この話者の判断が発話時に行われたということは意味しない。過去の事象叙述文では、話者によって既に成立の認められた事象が叙述されると通常は解釈される。つまり、事象の成立時を過去と特定する「タ」は、話者の事象に対する判断も過去に行われたという解釈を導く⁶。

過去の事象について、話者が発話時に認識したことは、モダリティ形式の付与によって表示できる。当然「ノダ」も、発話時における話者の認識を表すモダリティとして機能する。

- (20) a. 昨日、私のコップが割れたのだ。
b. 三年前に記録的な大雨が降ったのだ。

(20)は、聞き手への発話ではないとすれば、話者が文の表す事象を発話時において認識したか、あるいは、過去に一度認識した事象を再認識した場合に用いられる。ただ

⁶ 過去の事象叙述文が、発話時における、話者の事象認識を表すことは不可能ではない。[i]では、話者が新たに認識した過去の事象が提示されている。しかし、この発話の段階で、当該事象の成立に対する話者の判断が下されているとは言えない。

[i] A: 大変だ! 姉さんが倒れた!

B: 姉さんが倒れた。

話者Bは、Aからの報告によって過去の事象を認識したものの、その成立をまだ完全に受け入れてはいないととれる。つまり[i]Bの発話は、事象の成立について話者が認めたことを表示してはいない。その証拠に、[ii]Bのように、発話内容を話者自身によって直後に否定することが可能である。一方、Bの発話を「ノダ」文にすると、話者が自身の発話内容をすぐに否定することは不自然である。

[ii] A: 大変だ! 姉さんが倒れた!

B: 姉さんが倒れた。そんなはずはない。

B': 姉さんが倒れたんだ。??そんなはずはない。

これは、「ノダ」文で表される事象の成立が話者によって認められているのに対し、過去の事象叙述文では、事象の成立について話者の判断が下されていない場合があることを示す。

し、過去の事象に対する、発話時における話者の判断を表示することは、「ノダ」付与に限らず他のモダリティ形式の付与によっても可能である。

このように、過去の事象叙述文と「ノダ」文における話者の事態認識の違いとは、文の表す事象に対して、話者の判断の行われた時点が過去であるか、発話時であるかという点にあるように観察される。以上を図で示したのが(21)である。

(21) a. 過去の事象叙述文

(補足語) 動詞 十た

事象の成立時の特定 (=過去)

(→事象に対する話者の判断も過去になされたことを含意)

b. 「ノダ」文

補足語 動詞 十た

のだ

事象成立時の特定

過去の事象が成立すると、

(=過去)

発話時において話者が判断

過去の事象叙述文では、テンスの「タ」によって、述語の表す事象が過去のある時点で成立することが示され、さらにその成立に対する話者の判断も過去に行われたという解釈が通常なされる。(したがって、発話時に話者によって成立を判断される事象はない。)過去の事象叙述文に「ノダ」が付与されることで、過去の事象に対しての、発話時における話者の判断が明示される。ただし、これは「ノダ」というより、モダリティ形式が付与されたことによるものである。

3.2.3 未来の事象叙述文

(22)は、未来に成立すると見込まれる事象が叙述された文である。

(22) a. (掲示版で、明日の会議についての告知を見て) 明日会議がある。

b. (腐食した木の幹を見ながら) この木はじきに倒れる。

未来の事象叙述文には、現場描写文や過去の事象叙述文のように、事象の成立時を特定する形式がない。しかし、発話時において事象の成立が未確認であっても、発話時以降の成立が話者に認められていると解釈できる。この解釈は、話者による言語化という行為から導かれると考えられる。未来の事象が言語化されるということは、話者がその事象の成立を認めていると通常は解釈できる。事象の成立はもちろん確認できないものの、成立を認めるだけの根拠を話者が保持しているという解釈が、言語化行為から導かれるのである。

では、(22)に「ノダ」が付与された文を(23)で提示する。

(23) (22)と同じ状況において)

a. 明日会議があるのだ。

b. この木はじきに倒れるのだ。

(22)と同様(23)も、文の表す事象の成立を話者が認めていることを表す。話者が事象の成立を認めていることは、「ノダ」がなくても言語化行為によって解釈可能であるのだから、「ノダ」の付与は任意といえる。しかし上記したように、叙述文の場合、話者による事象の成立に対する判断は、解釈可能というだけである。「ノダ」文では、その判断が言語的に明示されるという違いが認められる⁷。

未来の事象叙述文において、話者の判断を「ノダ」で明示することは任意と述べたが、話者が述語以外の要素について発話時に認識した場合には、「ノダ」を用いた文の方が許容されやすい。(□は発話時に話者によって認識された要素を表す。)

- (24) a. (部長、明日は予定があると言っていたけど) 会議が ある {の／のだ}。
b. (会議はいつだろうと思っていたけど) 明日 ある {の／のだ}。

(24)の文の発話時において、述語「ある」の表す概念の成立は、話者によって既に認められている。発話時に話者に成立が認められたのは、述語の概念をより限定した事象である。通常、話者の判断は、述語の表す概念を中心とした事態に対して行われるが、「ノダ」を用いることで、個別の事態に対する話者の判断を表しやすくなる。実は、同じことが現場描写文や過去の事象叙述文でも見られる。

- (25) a. (雨が降っていると思っていたが、よく見ると雪であったことに気づいて)
雨じゃない。雪が 降っている {の／のだ}。
b. (記録的な大雨が降ったのは一昨年のことだと思っていたが、新聞に三年前の災害として書かれていたのを読んで)
三年前に 大雨が降った {?の／のだ}。

(25)でも、述語の表す概念は、既に話者によって成立が判断されており、この概念を中心とした、より個別の事象について話者が再度成立を認めている。未来の事象叙述文と同様、この場合も「ノダ」が用いられやすいといえる。

未来の事象叙述文では、文の表す事象が(未来のある時空間で)成立するという話者の判断が、「ノダ」などの形式がなくても解釈可能であるが、「ノダ」によって事象の成立に対する話者の確信が言語的に明示される。また、より個別化された事象に対

⁷ したがって叙述文では、事象の成立を話者自身が直後に否定することも可能である。一方、「ノダ」文の表す事象について、発話直後に話者その成立を否定することは許容され難い。(注6も参照)

[iii] a. 明日会議がある。そんなはずはない。
b. 明日会議があるのだ。??そんなはずはない。

して話者が成立を判断する場合には、「ノダ」が用いられやすい。以上のことを図で示すと以下ようになる。

(26) a. 未来の事象叙述文

補足語	動詞
-----	----

 →言語化（事象が成立するという話者の判断を含意）

b. 「ノダ」文

補足語	動詞
-----	----

 のだ

（個別の）事象が成立するという話者の判断を明示

3.2.4 属性叙述文

3.2.1 節の現場描写文における分析では、「ノダ」が付与されることで文に属性叙述文としての特徴が与えられるという結果を得た。では、属性叙述文に「ノダ」が付与されることには、どのような意味があるか。

属性叙述文には、名詞及び形容動詞が述語として用いられる際に「ダ」が付与される。

(27) a. 佐藤さんの奥さんは韓国人だ。

b. 今井君はやさしい。

文末の「ダ」は、「取り上げた事柄や述べている内容に対する話し手の肯定的な認定判断として断定する」（森田 1989：620）といわれる。したがって、属性叙述文（述語が名詞や形容動詞の場合）では「ダ」によって、事態の成立に対する話者の判断が明示できるといえる。しかし、「ダ」がなくても言語化という行為で、話者が事態の成立を認めていると解釈可能であることは、未来の事象叙述文や、形容詞や動詞を述語とする属性叙述文でも同様である。

属性叙述文に「ノダ」が付与された場合も、その事態の成立を話者が認めていることが明示されるが、単に事態が成立するという話者の判断を示すのであれば、「ダ」と同様、「ノダ」の付与は任意といえる。しかし、述語以外の要素が、発話時において話者に認識されたという状況では、「ノダ」の使用が優先される。

(28) （今井君が男性の同僚には厳しい言葉をかけるのを目の当たりにして）

今井君は

女性に

 やさしい {の／のだ}。

(28)の話者は、「今井君」の性質として、述語の表す概念「やさしい」を既に認めているものの、二格の表す要素については発話時に認識している。このように、発話時における話者の判断の対象として述語以外の要素が含まれる場合は、「ノダ」がより用いられやすい。補足語だけでなく従属節の内容が、発話時において話者に認識されることもあるが、この場合も「ノダ」が用いられやすい。

- (29) (巷で話題の本を読み、図表の見やすさに感心して)
この本は、図表が多くてわかりやすいから売れている { $\emptyset$ /のだ}。

さらに、叙述文で文の主題だった要素が、「ノダ」文では発話時における話者の判断の対象となる場合もある。

- (30) (佐藤さんが韓国の文化についてとても詳しいのは、) (佐藤さんの) 奥さん
が韓国人 {だ/なのだ}。

「ノダ」のない(27a)の文では、主題として「佐藤さんの奥さん」が設定された。一方(30)は、「佐藤さんの奥さんが韓国人である」という事態の成立を、話者が発話時に認めたことを表す。そして(30)の場合、元の叙述文とは異なる主題が設定される。

ちなみに、述語以外の要素について、発話時に話者が認識をした場合に「ノダ」が用いられやすいのは、既に(25)で確認した。これと同様、事象叙述文に伴う従属節や副詞といった要素に対して発話時に話者が判断を行った場合も「ノダ」が用いられやすい。

- (31) a. (コップの割れた原因が息子ではなく、猫だという報告を聞いて)
猫がテーブルに乗ったから割れた {? $\emptyset$ /のだ}。
b. (友人のブログの更新履歴を見て)
毎日どころか、しょっちゅう更新してる { $\emptyset$ /のだ}。

以上の属性叙述文における「ノダ」の付与を図で示すと以下のようなになる。

- (32) a. 属性叙述文
主題N = (補足語) {名詞/形容詞} ((名詞+) だ) → 言語化
主題Nの属性として判断
b. 「ノダ」文
主題N' = N/補足語/従属節 {名詞/形容詞} (な) のだ
主題N'の属性として判断

「ノダ」文が属性叙述文と異なるのは、話者が、より個別化された事態について成立を認めることにある。話者によって判断される事態が個別化されるにあたって、叙述文では文の主題であったものが、「ノダ」文では叙述内容の一部となることもある。この場合「ノダ」文には、叙述文の時とは異なる主題が設定できる。属性叙述文に「ノダ」が付与されることで、異なる主題について、より個別化された事態の成立に対する話者の判断が下されるのである。

4. 考察

現場描写文、過去の事象叙述文、未来の事象叙述文、属性叙述文の四つの叙述文と、それに「ノダ」が付与された場合の、話者の事態に対する認識について分析した。この結果をまとめると、以下の表ようになる。

表：叙述文と「ノダ」文における話者の成立判断

	無標	「ノダ」付与
現場描写文	成立時の特定 (=発話時) 「(補足語) V」 ている/た (事象の成立に対する 話者の判断を含意)	(主題=) 補足語 従属節等 V+ている/た のだ 主題の属性として事態を判断
過去の事象叙述文	成立時の特定 (=過去) (補足語) V た (事象の成立に対する 話者の判断が過去に行 われたと含意)	補足語 従属節等 V+た のだ 事態の成立を 発話時において判断
未来の事象叙述文	「(補足語) V」 →言語化 (事象の成立に対する 話者の判断を含意)	補足語 従属節等 V のだ (個別化された)事態の成立を判断
属性叙述文	「主題N=「(補足語) N/A」 ((N+)のだ) →言語化 主題Nの属性として事態を判断	主題N'= 主題N 補足語 従属節等 N/A のだ 主題N'の属性として、(個別化された)事態を判断

Vは動詞、Nは名詞、Aは形容詞を表す。□内は発話時における話者の判断がなされた部分、「」は言語化行為を表す。

4.1 事象叙述文における「ノダ」の付与

本章における分析において特に考察すべき点を二点挙げる。まず一点目として、本章では事象叙述文を現場描写文、過去の事象叙述文、未来の事象叙述文に分け、「ノダ」文と比較したが、現場描写文と他の事象叙述文では、「ノダ」が付与された場合の文の変化に異なる点がある。

具体的に言うと、3.2.1節では、現場描写文に「ノダ」が付与された場合について、文が属性叙述化するという結果を得た。「ノダ」が付与されることで、文の表す事象の成立時が非特定化されること、さらにその事象によって同定される事物の存在が含意され、文の主題として設定できることなど、現場描写文にはなかった特徴が見られた。

これに対して、過去の事象叙述文に「ノダ」が付与された場合には、話者による事象への判断が過去ではなく発話時に行われたことを示すという変化があった。しかし、これは「ノダ」というよりもモダリティ形式が付与された影響といえる。また未来の

事象叙述文については、より個別化された事象の成立に対する話者の判断を示す場合に「ノダ」が付与されやすいという結果を得た。一方で、これは未来の事象叙述文に限らず、他の叙述文に「ノダ」が付与された場合にも確認できる現象である。現場描写文とそれ以外の事象叙述文に見られる、「ノダ」付与によるこのような変化の違いから何がいえるだろうか。

過去の事象叙述文や未来の事象叙述文では、現場描写文に「ノダ」が付与された場合に見られる属性叙述化ほどの顕著な変化が見られない。これは、過去の事象叙述文や未来の事象叙述文には、属性叙述文と共通する性質が、現場描写文よりもあるからだと予想できる。例えば、現場描写文と比較すると、過去の事象叙述文や未来の事象叙述文では、文の主題を設定することが容易である。

- (33) a. (コップが割れたのを見て)
あ、{ ??今は／??ここでは／?私のコップは} 割れた。
b. 私のコップは、昨日割れた。
c. 明日は、会議がある。

過去の事象叙述文 (33b) や未来の事象叙述文 (33c) では、事象の成立時点を表す要素や補足語を主題として設定できる。つまり、「ノダ」がなくてもこれらの文は、話者が既に認識済みのある事物を同定するものとして叙述内容が成立すると、話者が判断したことを表すといえる。これに対して現場描写文 (33a) では、文の主題の設定が難しい。このことから、文の主題が設定できるなど、属性叙述文と共通する性質を持つ過去の事象叙述文や未来の事象叙述文に「ノダ」が付与された場合には、現場描写文に「ノダ」が付与された場合の属性叙述化という変化が確認しづらいと考えられる。

しかし、これは過去の事象叙述文や未来の事象叙述文が、「ノダ」によって変化を受けないということではない。これらの叙述文も「ノダ」によって属性叙述化され、話者が既に持つ知識を文の主題とし、それを同定する事態が表されるといえる。ただ過去の事象叙述文や未来の事象叙述文では、「ノダ」がなくとも、ある事物を同定するものとして叙述内容が話者に認識されるという解釈が可能であるために、「ノダ」付与による大きな変化が見られないということである。

4.2 属性叙述文における「ノダ」の付与

二点目は、事象叙述文への「ノダ」付与が文の属性叙述化をもたらすにも関わらず、属性叙述文にも「ノダ」が付与されるという点である。「ノダ」の機能が文の属性叙述化であるとするれば、属性叙述文に「ノダ」が付与されることをどのように説明するべきか。

これについて3.2.4節では、属性叙述文に「ノダ」が付与されることで、より個別化された事態に対する話者の判断を表すということが観察された。また、これは(24)及び(25)のように、事象叙述文にも見られる文の変化であった。つまり属性叙述化の他に、より個別化された事態の成立が話者に認められたことを表示するという「ノダ」の機

能を挙げることできる。属性叙述文に「ノダ」が付与されるのは、より個別化された事態に対して話者の判断が下されたことを示すためであると考えられる。以上から、「ノダ」の認識モダリティ機能として以下を提示する。

(34) 「ノダ」の認識モダリティ機能

- ①発話時における話者の判断を明示する。
- ②文を属性叙述化する。
 - ・事態の成立時を非特定化する。
 - ・「ノダ」文の叙述内容によって同定される事物を主題として設定する。
- ③より個別の事態の成立に対する話者の判断を示す。

(34)の①は、「ノダ」がモダリティ形式として有する機能、②は「ノダ」文で表される、事態に対する話者の判断の内実を述べている。そして③は、話者による判断の対象となる事態について述べたものである。

5. まとめと今後の課題

本稿では、モダリティにおける「ノダ」の位置づけという課題を出発点とし、まず「ノダ」の認識モダリティ機能を明らかにすることを目的に考察を進めた。「ノダ」によって示される、話者の事態認識の内実を解明すべく、「ノダ」文と叙述文における違いを分析した。

結果として、まず「ノダ」は文を属性叙述化するという機能があると述べた。これはつまり、文の表す事態の成立時が特定されず、超時的に成立すると話者に捉えられること、また「ノダ」文の叙述内容によって同定される事物が、文の主題として設定できることをいう。「ノダ」の属性叙述化は、「ノダ」付与による文の名詞述語化という構文的变化から考えても妥当な結果である。

また叙述文とは本来、述語を中心概念とするが、「ノダ」の付与は、述語の表す概念のより個別化された事態が、話者の判断対象となることを示す。この結果についても、「ノダ」の前に接続される部分が準体助詞「ノ」を修飾する節としてまとめられ、文において述部相当となるという統語的变化から考えれば、妥当な機能といえる。

尚、述語の表す概念を個別化する要素として、本章ではテンス及びアスペクト形式、補足語、副詞、従属節などを確認した。これらの形式が、発話時において話者が判断を行う事態を個別化する要素となり得るならば、モダリティ形式も事態を個別化する要素となるものがあるかもしれない。「ノダ」文の表す事態を個別化する要素になり得るかどうかを基準に、各モダリティ形式と「ノダ」の関係を整理することも、「ノダ」の機能を明らかにする手掛かりになると思われる。

最後に、本稿の考察では「タ」「テイル」なども、間接的にはあるが、事態に対する話者の認識を表すことが観察された。第二節で紹介した文の階層構造では、各文におけるモダリティ形式の位置づけが規定できないという問題点を述べた。さらに本稿

の考察では、元来は命題とされるテンス及びアスペクト形式にも、モダリティに近い機能が認められたことになり、命題とモダリティの境界についても明確に判定できないという問題を提示する。各言語形式の文における機能とはどのように決定されるのか。文における命題とモダリティ、またモダリティにおける各形式の位置づけについて、「ノダ」の調査結果を基に、引き続き考察を行う必要がある。

参考文献

- 尾上圭介 (2001) 『文法と意味 I』 くろしお出版
- 佐治圭三 (1997) 「「へのだ」の中心的性質」『京都外国語大学研究論叢』L, p.208-217.
- 仁田義雄 (1999) 「事態めあてのモダリティの体系化への覚え書」『ことばと文学と書』
双文社
- 仁田義雄 (2000) 「認識のモダリティとその周辺」森山卓郎・仁田義雄・工藤浩『モダリティ』岩波書店 p.79-159.
- 日本語記述文法研究会編 (2003) 『現代日本語文法 4 第8部モダリティ』くろしお出版
- 益岡隆志 (1987) 『命題の文法——日本語文法序説』くろしお出版
- 益岡隆志 (2007) 『日本語モダリティ探究』くろしお出版
- 森田良行 (1989) 『基礎日本語辞典』角川学芸出版
- 山田孝雄 (1936) 『日本文法学概論』宝文館

(なかの ゆり・北海道大学大学院博士後期課程)